

亀山市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 6 月 1 9 日

亀山市長 櫻 井 義 之

亀山市条例第 1 6 号

亀山市都市計画税条例の一部を改正する条例

第 1 条 亀山市都市計画税条例（平成 1 7 年亀山市条例第 5 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「第 3 4 9 条の 3 第 1 0 項から第 1 2 項まで、第 2 2 項から第 2 4 項まで、第 2 6 項、第 2 8 項から第 3 1 項まで、第 3 3 項又は第 3 4 項」を「第 3 4 9 条の 3 第 9 項から第 1 1 項まで、第 2 1 項から第 2 3 項まで、第 2 5 項、第 2 7 項から第 3 0 項まで、第 3 2 項又は第 3 3 項」に改める。

附則第 5 項を削る。

附則第 6 項（見出しを含む。）中「附則第 1 5 条第 4 4 項」を「附則第 1 5 条第 3 8 項」に改め、同項を附則第 5 項とする。

附則第 7 項の前の見出し中「平成 3 2 年度」を「令和 2 年度」に改め、同項中「平成 3 2 年度」を「令和 2 年度」に、「第 1 9 項」を「第 1 8 項」に、「又は法」を「又は」に改め、同項を附則第 6 項とする。

附則第 8 項中「平成 3 2 年度」を「令和 2 年度」に、「第 1 9 項」を「第 1 8 項」に、「又は法」を「又は」に改め、同項を附則第 7 項とする。

附則第 9 項中「平成 3 2 年度」を「令和 2 年度」に、「第 1 9 項」を「第 1 8 項」に、「又は法」を「又は」に改め、同項を附則第 8 項とする。

附則第 1 0 項中「平成 3 2 年度」を「令和 2 年度」に、「第 1 9 項」を「第 1 8 項」に、「又は法」を「又は」に改め、同項を附則第 9 項とする。

附則第 1 1 項中「平成 3 2 年度」を「令和 2 年度」に、「第 1 9 項」を「第 1 8 項」に、「又は法」を「又は」に改め、同項を附則第 1 0 項とし、附則第 1 2 項を附則第 1 1 項とする。

附則第 1 3 条の前の見出し中「平成 3 2 年度」を「令和 2 年度」に改め、同項中「平成 3 2 年度」を「令和 2 年度」に、「第 1 9 項」を「第 1 8 項」に、「又は法」を「又は」に改め、同項を附則第 1 2 項とし、附則第 1 4 項を附則第 1 3 項とする。

附則第 1 5 項中「、第 1 9 項、第 2 1 項から第 2 5 項まで、第 2 7 項、第 2 8 項、第 3 2 項、第 3 6 項、第 4 0 項、第 4 3 項から第 4 5 項」を「から第 2 2 項まで、第 2 4 項、第 2 5 項、第 2 9 項、第 3 3 項、第 3 7 項から第 3 9 項まで、第 4 2 項から第 4 4 項」に、「又は第 1 5 条の 3」を「、第 1 5 条の 3 又は第 6 1 条」に改め、「第 1 5 条の 3 まで」の次に「若しくは第 6 1 条」を加え、同項を附則第 1 4 項とする。

第 2 条 亀山市都市計画税条例の一部を次のように改正する。

附則第 1 4 項中「第 6 1 条」を「第 6 3 条」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 別段の定めがあるものを除き、第 1 条の規定による改正後の亀山市都市計画税条例の規定は、令和 2 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和元年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 平成 2 8 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 3 1 日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 5 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）附則第 1 5 条第 4 0 項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。